

## 生駒市民間スポーツ施設利用検討懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市のスポーツ振興に係るスポーツ施設の整備に当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めため、生駒市民間スポーツ施設利用検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 民間スポーツ施設に関する基本的な方針に関すること
- (2) 民間スポーツ施設の維持管理に関すること
- (3) その他民間スポーツ施設の利用に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 市民団体等の代表者
- (2) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要項に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月8日から施行する。